

千葉県動物公園 研究倫理に関する指針

1 目的

本指針は下記の目的を果たすために行う研究について、遵守すべき事項を定めるものである。

千葉県動物公園は、動・植物とのふれあいをテーマとし、動物園が持つ機能に公園的要素を加え、市民のための憩いの場として1985年に設立された動物園である。現在、千葉県動物公園は絶滅の恐れのある動物を多く飼育する動物園として、レクリエーションの役割に加えて、種の保存、調査研究、教育・環境教育の役割を担っている。千葉県動物公園では、“学びの場”として発展し続けるために、2020年9月より『アカデミア・アニマリウム（動物（動物園）をめぐる学術の場）事業』を発足し、特に「調査研究」と「教育・環境教育」の領域を体系的・組織的に強化することとした。「アカデミア・アニマリウム」のキーワードは「学術（Academic）」であり、科学的根拠に基づいた学術情報を、動物種の保全や教育、動物福祉向上に繋げるとともに、文化の発展に資することを目的として、以下の使命を掲げて事業を行っている。

(1) 科学的情報の収集と活用

動物園に飼育されている動物の行動や生理、ゲノムに関する基礎研究を行う。また、千葉県動物公園職員による科学研究リテラシーの向上をベースとしつつ、大学等の研究機関や他の博物館あるいは優れた技術を持ち社会貢献活動にも積極的な企業等と連携して研鑽を深め、その成果を通して飼育管理方法の改善や繁殖に貢献することを目指す。

(2) 科学的情報の開放

科学的根拠に基づいて生み出された成果を、学会発表や論文投稿だけでなく、動物展示や教育プログラム、講演会、研究発表などを通じて広く発信することに努める。

(3) 生涯学習の場

動物や動物園に関係する文化や芸術・科学、そして命を取り巻く地球規模の環境問題や社会問題について、全ての年齢層が生涯を通じて「知る」「体験する」「考える」ことできる場とする。また、来園者との交流や来園者同士の交流により、新たな気づきや知的探求心と創造的思考と行動に繋がる機会の創出に注力する。

2 方針

千葉県動物公園においては、侵襲的な医学・薬学・生理学的実験及び野生状態に比して著しく行動変容をもたらす可能性のある全ての行為は、理由の如何にかかわらず一切行わないことを原則とする。全ての研究課題は、研究対象となる動物の福祉への配慮を必須とする。また、研究課題は研究対象となる動物の保全・福祉に貢献しうるものでなければな

らない。

3 研究倫理委員会の設置

本指針を効果的に実行するために、研究計画の妥当性の評価及びその実施を監視する役割を果たす千葉市動物公園研究倫理委員会（以下、「研究倫理委員会」という）を設置する。研究倫理委員会は、千葉市動物公園の副園長を含む5名以上の委員によって構成される。

なお、研究倫理委員会が必要と認めた場合には委員以外の者から意見を求めることがある

4 研究倫理委員会の役割

研究倫理委員会は千葉市動物公園で実施する全ての研究についてその妥当性を審議する。千葉市動物公園で行う研究は、全て「研究計画書」を提出しなければならない。千葉市動物公園に所属する職員は、動物を対象とした研究を他機関で行う場合であっても、原則として、その実施前に研究倫理委員会に研究計画を提出し、審議を受け、承認を得る必要がある。また、他機関において倫理審査を受けた場合には、承認された結果の写しを倫理委員会に提出することが求められる。研究の実施に際しては、本指針に従わなければならない。外部研究者が千葉市動物公園を拠点として研究を実施する場合には、提出された研究計画が本指針及び関連法規を遵守しているかを研究倫理委員会が審議を行い、適切な研究計画について実施を承認する。

研究倫理委員会は提出された研究計画書が以下の要件を満たしているかどうかについて審議する。

- (1) 研究計画内容が本指針及び関連法規・指針を遵守していること。
- (2) 対象となる個体の福祉やその他倫理面に対して配慮されていること。
- (3) 研究の実施が一般の来園者の妨げにならないよう配慮されていること。
- (4) 研究の実施が職員の業務の妨げにならないよう配慮されていること。
- (5) 他機関との共同研究である場合は、研究実施者の構成が明らかであり、研究の透明性が確保されていること。また利益相反のない研究であること。
- (6) 研究成果が得られた際の情報公開の方法や得られる利益の還元について、事前に検討がなされていること。学術面だけでなく、動物福祉や保全への貢献、教育普及などへの貢献についても記載されていること。
- (7) その他、研究倫理委員会が、特別に審議を要すると判断した内容について適切であること。

研究倫理委員会は研究の実施状況について監督し、実施中に相応しくない言動

をとった場合は当該の研究を直ちに中止することがある。研究倫理委員会による審査及び承認なしに、千葉市動物公園における研究は一切認められない。

人を対象とした研究についての倫理審査については、被験者に対してのインフォームドコンセントを十分に行うこと及び被験者が研究の参加の意思を撤回できることなどについて、申請者の所属機関で受けることを基本とする。

年度末又は研究終了後には、「研究報告書」を研究倫理委員会に提出する。研究倫理委員会は研究報告書に基づいて研究の評価を行い、結果を園長に報告する。

5 その他遵守事項

(1) 研究の実施

実施期間中の負傷、疾病などは自己で対処するものとし、保険加入等で備えること。園内活動中は腕章等を装着し、千葉市動物公園の指示・条件を守ること。日本の法令等に抵触せず、公序良俗及び社会正義に反する行為を行わないこと。千葉市動物公園と十分に連絡を取り合い協議の上、信義に基づき研究を実施すること。

(2) 試料の取扱い

実施期間中に採取した試料は、腐敗や破損、病原体の拡散がないよう注意し、適切に保存・処理すること。千葉市動物公園から譲渡された試料の管理責任は、譲渡された者（または譲渡された機関）が負うこと。試料の二次利用や、試料を第三者に譲渡することなどは原則禁止とする。

(3) 情報の取扱い

実施期間中に知り得た公務に関する秘密を決して他に漏らさないこと。実施期間中に知り得た情報の二次利用や第三者に提供することなどは原則禁止とする。情報の紛失・漏洩が発生した場合はすみやかに千葉市動物公園に届け出ること。

(4) 研究経費・研究物品

共同研究の研究経費は、原則共同研究の依頼者が負担すること。千葉市動物公園が負担する費用がある場合は、負担内容を明確にし、事前に協議すること。研究実施に伴い千葉市動物公園に持ち込む物品の管理（保守・修繕等含む）責任は、物品の購入者（または購入機関）が負うこと。

(5) 研究成果

研究の成果をまとめ、千葉市動物公園に提出すること。研究期間が2年以上となる場合は、中間報告を行うこと。研究成果を外部に公表する際は、千葉市動物公園の同意を得ること。

6 関連法規・ガイドラインの順守

- 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」 (日本学術会議、平成18年6月1日)
- 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」 (文部科学省告示第七十一号、平成18年6月1日施行)
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日、法律第75号)
- 「個人情報の保護に関する法律」 (個人情報保護法) (平成15年5月30日、法律第57号)
- 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」 (平成18年10月31日、環境省告示第140号)
- 「動物研究の倫理に関するガイドライン」 (平成27年4月10日改訂版、京都大学野生動物研究センター)
- 「動物園・水族館による動物研究に関する倫理指針」 (世界動物園水族館協会、日本語翻訳：佐藤義明・友永雅己、2010年、「動物心理学研究」第60巻2号、139-146)
- 「野生動物医学研究における動物福祉に関する指針」 (2010年12月18日、日本野生動物医学会)
- 「公益社団法人日本心理学会倫理規程第3版」 (2011年4月20日、公益社団法人日本心理学会)

2023年12月13日 施行